

法人名 医療法人内田整形外科医院
所在地 福岡市東区水谷一丁目19番17号

※医療法人整理番号

--	--	--	--	--

財 産 目 録

(令和5年5月31日現在)

1. 資	産	額	48,394 千円
2. 負	債	額	7,947 千円
3. 純	資 産	額	40,447 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	40,238
B 固 定 資 産	8,156
C 資 産 合 計 (A+B)	48,394
D 負 債 合 計	7,947
E 純 資 産 (C-D)	40,447

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の口を塗りつぶすこと。

土 地	(☐ 法人所有	☒ 賃借	☐ 部分的に法人所有(部分的に賃借)
建 物	(☐ 法人所有	☒ 賃借	☐ 部分的に法人所有(部分的に賃借)

法人名 医療法人内田整形外科医院
所在地 福岡市東区水谷一丁目19番17号

※医療法人整理番号

貸借対照表

(診療所のみを開設する新法医療法人)

(令和5年5月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	40,238	I 流 動 負 債	7,947
II 固 定 資 産	8,156	II 固 定 負 債	0
1 有 形 固 定 資 産	7,591	(うち医療機関債)	0
2 無 形 固 定 資 産	150	負 債 合 計	7,947
3 その他の資産	415	純 資 産 の 部	
(うち保有医療機関債)	0	科 目	金 額
		I 代 替 基 金	10,000
		II 利益剰余金	30,447
		(うち代替基金)	
		III 評価・換算差額等	0
		純 資 産 合 計	40,447
資 産 合 計	48,394	負債・純資産合計	48,394

法人名 医療法人内田整形外科医院

所在地 福岡市東区水谷一丁目19番17号

※医療法人整理番号

--	--	--	--	--

損 益 計 算 書

(診療所のみを開設する医療法人)

(自 令和4年6月1日 至 令和5年5月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	145,329
2 事業費用	129,763
本来業務事業利益	15,566
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	0
2 事業費用	0
附帯業務事業利益	0
事業利益	15,566
II 事業外収益	1,222
III 事業外費用	0
経常利益	16,788
IV 特別利益	0
V 特別損失	0
税引前当期純利益	16,788
法人税等	3,334
当期純利益	13,454

(注) 1 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。

2 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。

事業報告書

(自 令和 4 年 6 月 1 日 至 令和 5 年 5 月 31 日)

1 医療法人の概要

(1) 名称	医療法人内田整形外科医院
	① ☐ 財団 ☒ 社団 (☒ 出資持分なし ☐ 出資持分あり)
	② ☐ 社会医療法人 ☐ 特定医療法人 ☐ 出資額限度法人
	☒ その他
	③ ☒ 基金制度採用 ☐ 基金制度不採用
(2) 事務所の所在地	福岡市東区水谷一丁目19番17号
(3) 設立認可年月日	平成 29 年 3 月 2 日
(4) 設立登記年月日	平成 29 年 3 月 22 日

2 事業の概要

- (1) 本来業務(開設する病院、診療所又は介護老人保健施設(医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。)の業務)

種 類	施設の名称	開 設 場 所	許可病床数
診療所	内田整形外科医院	福岡市東区水谷一丁目19番17号	一般病床 0 床
			療養病床 0 床
			[医療保険 0 床]
			[介護保険 0 床]

- (2) 附帯業務(医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務)

種類又は事業名	実 施 場 所	備 考
該当なし		

- (3) 収益業務(社会医療法人又は医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人が行うことができる業務)

種 類	実 施 場 所	備 考
該当なし		

- (4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和 4 年 7 月 25 日	事業報告及び決算書類等の承認、役員報酬額の決定、 基金返還の承認を求める件
令和 4 年 9 月 30 日	旅費規程制定の承認
令和 5 年 5 月 31 日	次年度の事業計画及び収支予算の決定

法人名 医療法人内田整形外科医院
所在地 福岡市東区水谷一丁目19番17号

※医療法人整理番号

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者

種類	名称	所在地	総資産額 (千円)	事業の内容	関係事業者 との取引	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
該当なし									

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(2) 個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業者 との取引	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員	内田 芳雄	医師	当法人理事長	基金返還	10,000	-	-

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

・当法人設立時に基金拠出契約で合意した基金を返還しない期間(平成34年3月1日)を超えており、第6期末の貸借対照表の繰越利益剰余金が基金の額を超えており、要件を満たしていることから、令和4年7月25日定時社員総会で承認可決した。同時に、基金と同額を代替基金として会計処理を行った。

監 事 監 査 報 告 書

医療法人内田整形外科医院
理事長 内田 芳雄 殿

私は、医療法人内田整形外科医院の令和4会計年度（令和4年6月1日から令和5年5月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和5年7月20日

医療法人内田整形外科医院

監事 中西 淑子

印